

## 診察・保健指導（傷病別一覧）

- 診察は、原則として、下表の回数を必要に応じて行う。
- 保健指導は、すべての対象傷病について実施し、その回数は、診察の都度必要に応じて実施する。ただし、月2回を限度とする。

	対 象 傷 病	診 察
1	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症	1カ月に1回程度
2	せき髄損傷	1カ月に1回程度
3	頭頸部外傷症候群等	1カ月に1回程度
4	尿路系障害	1～3カ月に1回程度
5	慢性肝炎 HB <sub>e</sub> 抗原陽性者及びC型肝炎ウイルス感染者 HB <sub>e</sub> 抗原陰性者	1カ月に1回程度 6カ月に1回程度
6	白内障等の眼疾患	1カ月に1回程度
7	振動障害	1カ月に2～4回程度
8	大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折	3～6カ月に1回程度
9	人工関節・人工骨頭置換	3～6カ月に1回程度
10	慢性化膿性骨髄炎	1～3カ月に1回程度
11	虚血性心疾患等 虚血性心疾患にり患した者 ペースメーカー・除細動器を植え込んだ者	1カ月に1回程度 1～3カ月に1回程度
12	尿路系腫瘍	1カ月に1回程度
13	脳血管疾患	1カ月に1回程度

	対 象 傷 病	診 察
14	有機溶剤中毒等	1カ月に1回程度
15	外傷による末梢神経損傷	1カ月に1～2回程度
16	熱傷	1カ月に1回程度
17	サリン中毒	1カ月に1回程度
18	精神障害	1カ月に1回程度
19	循環器障害	1～3カ月に1回程度
20	呼吸機能障害	1カ月に1回程度
21	消化器障害	1カ月に1回程度